

令和7年度第5回和歌山県最低賃金専門部会

議事録

開催日時	令和7年8月8日（金）	17時30分から	
開催場所	和歌山労働総合庁舎6階会議室	18時49分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数3名 定数3名 定数3名	出席3名 出席2名 出席3名

○廣谷部会長

はい、少し遅れましたが、ただ今から第5回和歌山県最低賃金専門部会を開催いたします。

初めに、本日の委員の出席状況、会議の成立状況などについて、事務局から報告をお願いします。

○事務局（谷本）

はい。委員9名中、公益代表委員3名、労働者側委員2名、使用者側委員3名に御出席をいただいております。芝池委員は、所用により欠席となっています。

各代表の3分の1以上、全体の3分の2以上の出席であり、本会議が成立していることを報告いたします。また、本会議は原則公開となっており、傍聴の告示を行いまして、希望がありました1名の方が傍聴されています。以上、御報告いたします。

○廣谷部会長

それでは、議題1 金額審議に入りたいと思いますが、その前に、事務局から他の府県の状況等、参考になる情報がありましたらお願いします。

○事務局（谷本）

はい。今聞き及んでいますのは、神奈川県が目安で結審、それと埼玉県も目安で結審、兵庫県はプラス1円で結審、滋賀県は目安どおりで結審、宮城県はプラス2円で結審、奈良県は今日結審してプラス2円で発効日が11月16日、そう聞いております。以上です。

○廣谷部会長

はい。ありがとうございました。では、労働者側、使用者側もそれぞれの所属する組織の中で情報収集や意見集約もされたと思いますが、参考になる情報や追加の御意見などございましたらお伺いしたいと思います。

まずは、労働者側どうぞお願いします。

○瀬地委員

はい。状況下につきましては今事務局からお話をあったような状況のみということになってございます。本日、結審するところが結構あると思いますが、そのあたりはまだ把握しきれていない状況にあります。

あと金額の話ですが、これまでの流れから昨年平均で大体5円くらい積んできましたCランク、この府県は発効日を意識せずにその勢いで今年も実を取りにいくと想定してございます。さらに、先ほどお話をありました隣接で最も意識しなければならないと我々が思っております奈良が発効日を11月16日まで遅らせて2円で結審といった情報が入ってございます。

我々として昨日は66円プラス3円を提示しましたけども、働く人、いわゆる県民の生活を守るという観点、そして、昨年廣谷部会長が発信しました隣接府県いわゆる奈良との格差が広がらないよう地域間格差の縮小に取り組むという方針、この流れを止めてはならないといったところを踏まえまして、奈良との差を解消する意味で66円と言いたいところではございますけれども、和歌山として本日結審していただけるのであれば、発効日を優先させるという観点でプラス2円アップの1,045円をぎりぎりの選択として、提示の方させていただきたいと思います。以上です。

○廣谷部会長

はい、ありがとうございました。では、使用者側いかがでしょうか。

○児玉委員

はい、まず全国の状況については、事務局の説明のとおりでございます。お隣である大阪府さんは、今日午後に審議を終結するつもりで今やられてると伺っております。京都府さんは、8月の19日を終結の日にされるように聞いています。やはり、全国の様子を鑑みて全ての審議を深めていきたいという意向でございます。

それで今労側からもお話をありましたようにお隣奈良県さんの方がプラス2円、11月16日の発効日っていうことで、発効日については異例の遅い日程になっているかと思います。我々については、格差是正というつもりで議論をするつもりはないんですけども、さはさりながら労働者の生活の部分については、これまでの議論してきた賃金の状況から、少しここは最終盤ということで思い切った提示をしていきたいというところでございます。我々の方はプラス1円で11月1日の指定日発効ということをお願いしたいというところであります。そもそも63円っていうことについて、これまでいただいた、あるいは、我々が

持ってるデータに基づいたところですね、63円を下回る数字が妥当であるという主張については、なんら変わるとこがございません。それはやはり使用者側の今現在の経営状況を鑑みた時に相当その大きなハードルになってるというの間違ひありません。ですが、周辺のところを考えた時にプラス1円という思い切ったハードルを乗り越えていくことであるならば、それに言い訳ではないんですけれども、頑張っているということの中でしっかり使用者側の猶予といいますか、これはですね、事務作業がいろいろ大きくなってきますと、その周辺のところだけじゃなくて他の給与体系にも影響する場合がございます。もう一回給与体系を見直しする作業であるとか、また、これから補助金の申請をするタイミングもあるかと思うんですが、そういった補助金申請等の事務作業の猶予をいただきたい、そういったこともあるって、期間を延ばして11月1日、もしくは労側のおっしゃった11月16日、奈良と同じような期間になれば、これは使用者側の事務の円滑化という意味ではありがたいなというところでございます。以上です。

○廣谷部会長

はい、ありがとうございました。金額的には相当前回に比べると近づいてきた、発効日も含めて意見があると思いますけど現在個別にさせていただか、今の時点で御意見が。協議なしでいけますか。

○北道委員

今の児玉さんの御意見があつたわけなんですけども、その額が大きくなれば時間的な猶予もいただきたいというようなお話だったかなと思うんですが、昨年51円、これも大きな額であったかと思うんですが、毎年大体10月1日発効というスケジュール感でやらさせていただいている中で、この11月1日に延ばすことで、何かすごくメリットが生まれるとかそういったことは、各企業さんではあるんでしょうか。大体このスケジュール的に毎回行われていることかなと思いますので、63円、去年13円14円上がることで、どういったメリットがあるのかなと私たちはわかりかねるところがありますので、もしあればよろしくお願ひします。

○児玉委員

先ほども申しましたとおり、いわゆる業務改善助成金ですかね、この昨年の利用状況を見ても、やはり9月に駆け込み需要があったと思います。それがこの結審があつた後公示されるわけですけど、そこから発効日までの間っていうのは非常にタイトの中に駆け込まれていると。そこに十分な周知をしてるんですけども、まだまだ行き渡ってないのではないかという認識です。その部分を

少しさらに10月1日と比べては30日、31日かもしれないですが、それだけ後ろずれするってことはそれだけチャンスが増えるっていうことでありますので、皆さん方の申請っていうことでは、より申請していきやすく、また周知もできやすくなるということ。先ほども言いましたように、社内的には給与改定をせざるを得んと。ある程度これは会社の方も余裕をもって給与体系を作ってるんですが、6%を超えるアップに対応するっていうことがなかなかできてないのではないか、今回特に1,000円超えという大きな壁を超えていくっていうことだと思いますので、その辺の社内での事務作業を円滑に進めていく、そのことの猶予という意味では大変大きな日数だと思いますので、11月1日若しくは11月16日っていうような形で確保できれば大変ありがたいなと思っております。

○濱地委員

これ以上申し上げてもあれなんで申し上げませんけど、先ほど北道委員がおっしゃったようにこれまでどおり我々は審議して、これまでどおり結審をしていく中で、今年に限って補助金申請がしんどいとか給与体系を変えなければならないというその使用者の言い分には到底納得いかないし、理解しがたい内容であるといったところを改めて申し上げたいというふうに思います。

○廣谷部会長

では、公使の方で個別に審議させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

傍聴者は退席願います。

〈傍聴者が退席する〉

〈公使個別審議〉

〈公労個別審議〉

〈傍聴者が着席する〉

○廣谷部会長

お待たせしました。個別に御意見をお伺いをして、調整もしてまいりましたけれども、まだまだ意見に一致を見ないところがあって、本日の審議はここまでというふうにさせていただいて、次回に持ち越して審議を続けてまいりたいと思いますがよろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○廣谷部会長

当初予定しておりました専門部会の日程は、本日で消化済みとなります。次回日程になりますけれども、8月の19日午後5時30分ということですかがでしようか。

〈意見等なし〉

○船富委員

私は都合が悪いです。

○廣谷部会長

はい。よろしいですか。

では、8月19日の午後5時30分ということでお願いをします。次回結審に向けて労使双方本日の審議を持ち帰っていただきまして十分な協議の上で臨んでいただくようお願いします。

その他議題は何かございますか。

〈意見等なし〉

○廣谷部会長

ないようでしたら、本日の専門部会はこれで終了といたします。どうもありがとうございました。